

地域生活支援拠点等の整備 について

平成28年2月23日
熊本県 障がい者支援課

1. 「地域生活支援拠点等」とは

【概要】

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

※県内全市町村及び県の障がい福祉計画(H27～H29)において、H29末までの当該拠点等の整備について目標設定。
※整備等の手法として、多機能拠点整備型と面的整備型が国から示されている(あくまで参考例とのこと)。

第4期障がい福祉計画(H27～H29)における位置づけ

天草圏域	目標設定(H29年度末) ※福祉計画から抜粋
天草市	障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等については、平成29年度末までに圏域において整備についての協議をします。
上天草市	天草圏域においては、2市1町で自立支援協議会を設置しており、その中で検討し協議していくこととします。
苓北町	天草圏域では、2市1町で自立支援協議会を設置しており、この協議会で、相談、体験の機会・場、緊急時の受入、専門性、地域の体制づくり等の5つの機能を果たすために、既存の事業所の機能強化なども考えながら、天草圏域の各市町又は圏域に設置するのか検討・協議をおこなっていく。
県	・各障がい保健福祉圏域に少なくとも1つ(県内11か所)整備することを基本とする ・各市町村及び協議会等の議論も踏まえ、広域的な見地から必要な支援を行う

2

2. 地域(自立支援)協議会の活用

拠点等の整備に当たっては、協議会の場を用いて、関係機関等が参画して検討していくこととなっている。

【関係通知等(抜粋)】

■H27.4.30障障発0430第1号厚労省障害福祉課長通知

どの機関を拠点とするのか、どのような機能を拠点に担わせるのか等について、協議会の場において市町村内の現状に応じて検討していただくことが重要。また、拠点等の運営に対しても協議会が関与することが望ましい。

■障がい福祉計画作成等に係る基本指針

課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、各地域における個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係機関等が参画して検討する。

3

3. 「地域生活支援拠点等」の概要

① 運営主体

- ・多機能拠点整備型：施設等を運営する法人等
- ・面的整備型：中心的機能を有する施設等を運営する法人等若しくは関係施設等を運営する複数の法人等

② 具備すべき機能

- ・居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり など）
- ・圏域若しくは市町村において、各地域でどのような機能が必要か検討し、その機能を有することで足りる。
- ・拠点等ごとに有する機能が異なっても問題ない。

4

【参考】

～拠点等に必要と考えられる機能(例)～

必要な機能	機能を満たすためのサービスの考え方(例)
①緊急時の受入れ・対応	短期入所等における緊急受入や医療機関への連絡体制が確保されていること。原則として365日対応であること。常時、グループホームやアパートなどの空き部屋が確保されていること。
②相談支援機能	コーディネーターや支援員などにより、24時間支援体制が確保されていること。地域移行、地域定着を中心とした相談支援を行う体制が確保されていること。
③体験の機会・場の確保	体験型入所を行うグループホームや自立した生活に向け訓練する場が確保されていること。
④専門性の確保	福祉職員に対する各種研修が実施されていること。強度行動障がいや医療的ケアが必要な者等への対応が可能な事業所が確保されていること。
⑤地域の体制づくり	コーディネーターが配置されていること。サービス利用調整を行う職員が配置されていること。
⑥その他	定期的に協議会等で圏域内の課題や状況等を情報共有していること。

5

3. 「地域生活支援拠点等」の概要

③ 整備の指定(認定)

- ・地域(自立支援)協議会若しくは市町村において、整備に係る共通認識が図られることにより、整備が完了したものとみなす。

④ 整備後の運営

- ・当該拠点等は、指定障害福祉サービス事業所としての位置づけではないため、拠点等を運営することに対し、新たな報酬が得られるものではない。
- ・各施設等が提供した障害福祉サービスに支払われる介護給付費等により、社会福祉法人等が運営を行う。

6

4. 地域生活支援拠点等に関連する報酬改定について

(1) 緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の見直し

- ...短期入所の「緊急短期入所受入加算」について、「緊急短期入所体制確保加算」の算定を要件から除外する等の要件の緩和

(2) 体験に関する報酬の見直し

- ...地域移行支援の「障害福祉サービスの体験利用加算」や「体験宿泊加算」について利用期間の制限を廃止

(3) 計画相談支援における「特定事業所加算」の新設

- ...手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価

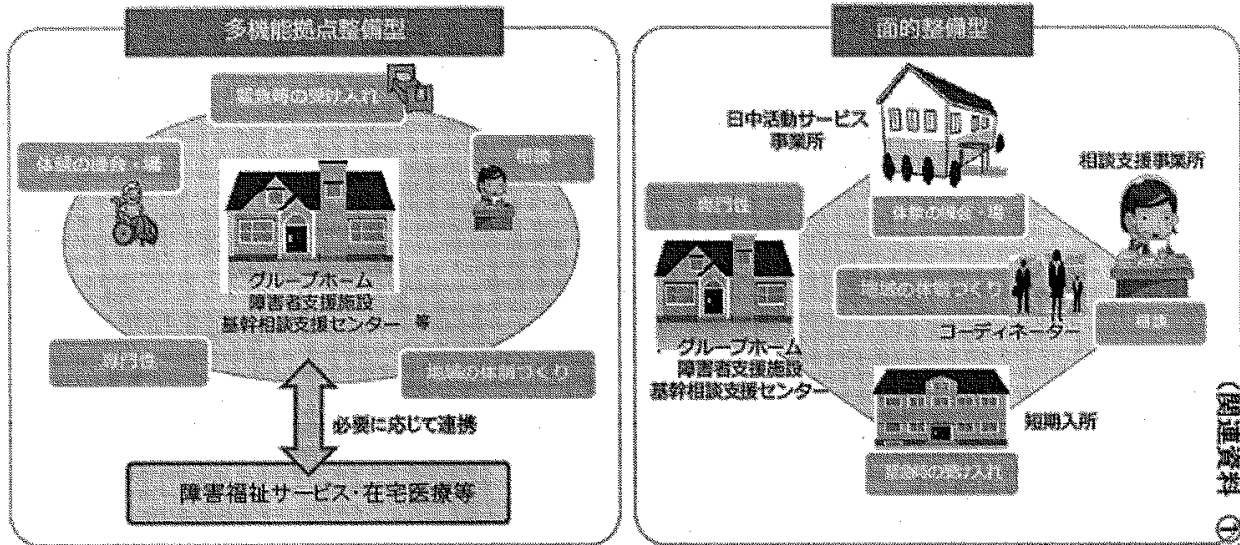
7

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

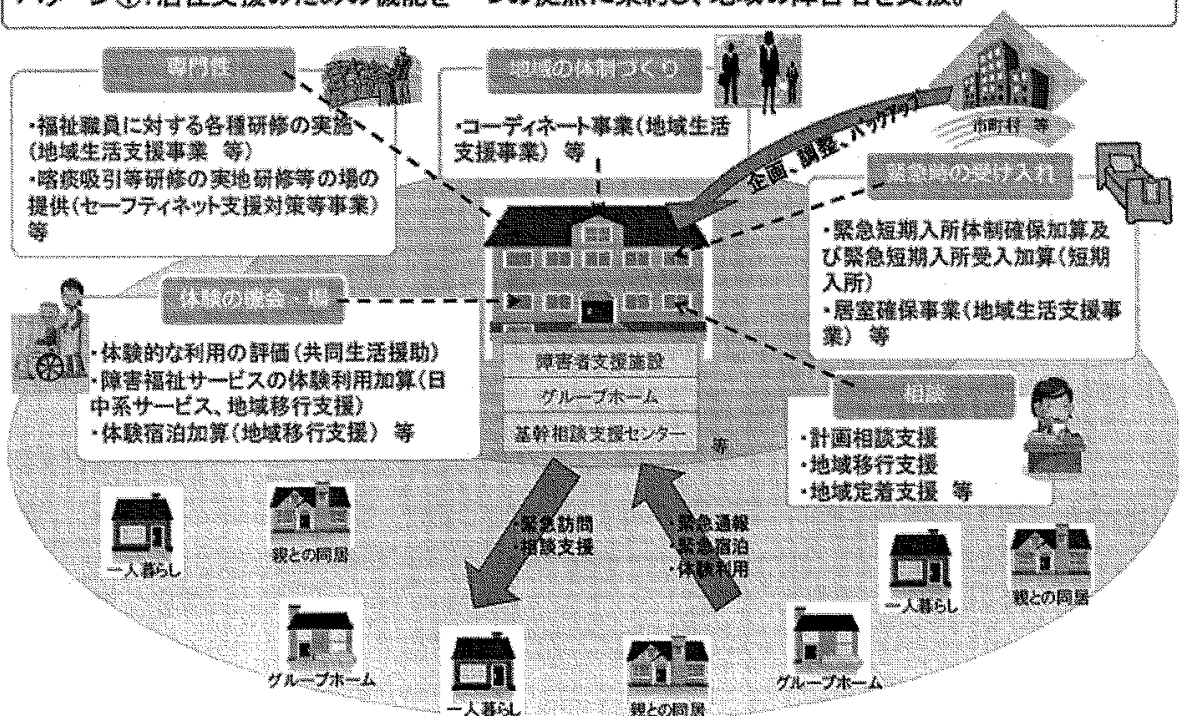


H27.3.6 厚労省障害保健福祉関係主管課長会議資料

8

地域生活支援拠点等の整備例①（多機能拠点整備型）

パターン①：居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。

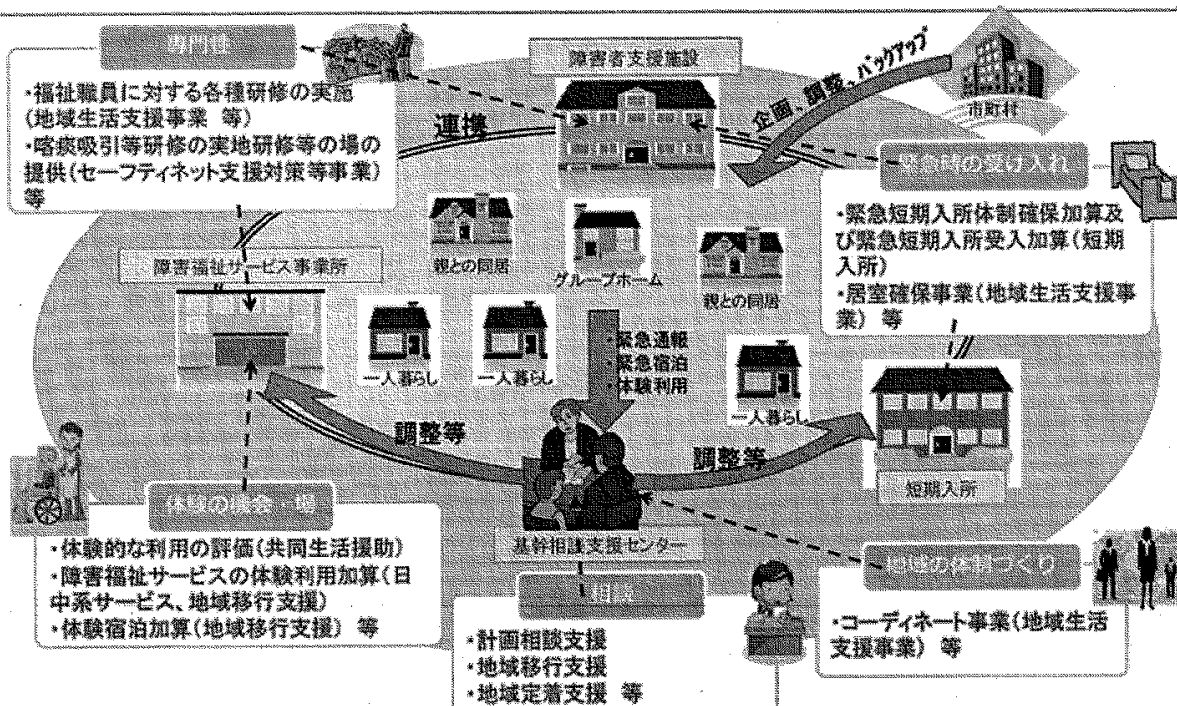


H27.3.6 厚労省障害保健福祉関係主管課長会議資料

9

地域生活支援拠点等の整備例②(面的整備型)

パターン②: 地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



H27.3.6 厚労省障害保健福祉関係主管課長会議資料

10

4. 事前にいただいた質問

Q1: 整備に当たっては、社会福祉法人等への委託でも可能か、圏域内の自治体の直営か。

A1: 当該拠点等は、既設の施設等を組み合わせるなどして整備するものであり、運営主体は当該施設等を運営する社会福祉法人等となる。

Q2: 整備基準はどのように考えればよいか。

A2: 地域(自立支援)協議会での検討・協議を踏まえ、圏域・市町村において必要と考える機能を有しているかどうか基準となる。各地域ごとに基準は異なりうる。

11

4. 事前にいただいた質問

Q3:補助金等、財源の裏付けはあるのか。

A3:【運営費】

新たな補助制度等は示されていない。

【施設整備費】

拠点等整備に当たり必要と考える機能を有する施設等が当該地域に存しない場合、その機能を付加するための施設整備は、熊本県障がい者福祉施設整備費補助金の対象となる。ただし、採択を確約するものではない。

12

4. 事前にいただいた質問

Q4:設置できない現状にある場合(予算不足、人員不足等)、設置しないことは可能なのか。

A4:国の基本方針を踏まえ、各市町村障がい福祉計画において、平成29年度末までの当該拠点等の整備について目標設定されている。地域(自立支援)協議会等での検討・協議を経ながら、整備の実現を図っていただきたい。

なお、当該拠点等整備に当たり、市町村に新たな財政的・人的負担が生じるものではない。

13